



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 条例

- \*39 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- \*40 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( " )
- \*41 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例 ( " )
- \*42 ふるさと和歌山応援基金条例 ( " )
- \*43 和歌山県子どもを虐待から守る条例 (子ども未来課)
- \*44 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地方税法の一部改正等に伴い、県民税及び事業税について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

##### (1) 県民税

ア 個人の県民税に係る寄附金税制について、所要の改正を行いました。

(ア) 控除対象寄附金の拡大等を行うこととしました。(第 24 条の 2 関係)

(イ) 地方公共団体に対する寄附金制度の見直しを行うこととしました。(第 24 条の 2 関係)

イ 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、所要の改正を行いました。

(ア) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

a 平成 20 年 12 月 31 日までに行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率を廃止することとしました。(附則第 14 項の 2 の 1 2 関係)

b 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の税率を軽減することとしました。(改正条例附則第 12 項関係)

c 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに行われる株式等譲渡所得割の税率を軽減する措置を講ずることとしました。(改正条例附則第 5 項関係)

(イ) 上場株式等に係る配当所得に対する課税

a 個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の軽減税率を平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止することとしました。(附則第 6 項の 6 関係)

b 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率を軽減する措置を講ずることとしました。(改正条例附則第 4 項関係)

c 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について納税義務者が申告分離課税を選択できることとするとともに、申告分離課税を選択した場合の税率を軽減する措置を講ずることとしました。(附則第 11 項の 4、附則第 11 項の 5 及び改正条例附則第 8 項関係)

(ウ) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算

a 平成 22 年度以降の各年度分の個人の県民税について、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例を設けることとしました。(附則第 14 項の 2 の 9、附則第 14 項の 2 の 10 及び附則第

14項の2の11関係)

b 個人が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例を設けることとしました。(附則第14項の2の7関係)

c 平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特別徴収について、源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするための措置を講ずることとしました。(第36条の12及び附則第14項の2の8関係)

ウ 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る県民税の所得割を課することとしました。(附則第5項の5関係)

エ 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、見直しを行った上で、その適用期限を平成24年度まで延長することとしました。(附則第11項、附則第11項の2及び附則第11項の3関係)

## (2) 事業税

地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴い、法人の事業税の税率の引き下げを行うこととしました。(附則第23項関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正はそれぞれに定める日から施行します。

- (1) 1の(2)事業税に係る改正 平成20年10月1日
- (2) 第18条第3項の改正等 平成20年12月1日
- (3) 1の(1)県民税のイ及びエに係る改正等 平成21年1月1日
- (4) 1の(1)県民税のア及びウに係る改正等 平成21年4月1日
- (5) 1の(1)県民税のイに係る改正の一部 平成22年1月1日
- (6) 附則第6項の改正等 平成22年4月1日

### ◇和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴い、法人の事業税の税率の特例を改めました。(附則第3項関係)

#### 2 施行期日

平成20年10月1日から施行します。

### ◇和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例

#### 1 条例概要

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき同意集積区域が定められたことに伴い、同意集積区域における不動産取得税及び県固定資産税の課税の特別措置を定めました。

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇ふるさと和歌山応援基金条例

#### 1 条例概要

元気なふるさと和歌山の創造を目的として、ふるさと和歌山応援基金を設置しました。

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ◇和歌山県子どもを虐待から守る条例

#### 1 条例概要

子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、

子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することとしました。

- (1) 基本理念、基本計画、年次報告及び啓発活動について定めました。（第1章関係）
- (2) 県、県民、保護者、市町村及び関係機関の責務を定めました。（第1章関係）
- (3) 虐待を予防するための支援について定めました。（第2章関係）
- (4) 虐待の早期発見のための環境づくり及び児童の安全確保のための協力等について定めました。（第3章関係）
- (5) 虐待を受けた子ども及びその保護者への指導及び援助について定めました。（第4章関係）
- (6) 人材等の育成について定めました。（第5章関係）
- (7) 虐待防止策等の推進に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県子どもを虐待から守る審議会を設置することとしました。（第6章関係）

## 2 施行期日

平成20年8月1日から施行します。

### ◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 条例概要

温泉法の一部改正に伴い、温泉の採取の許可の申請の手数料の額を定めるなど所要の改正を行うとともに、ICカード免許証の交付の開始に伴う免許証交付手数料等の額の改定並びに介護サービス情報の調査及び公表に係る手数料の額の改定を行いました。（別表第2及び別表第3関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の手数料の改正はそれぞれに定める日から施行します。

- (1) 温泉法の施行に関する事務 平成20年10月1日。ただし、可燃性天然ガスの濃度についての確認に係るものについては、平成20年8月1日
- (2) 運転免許関係事務 平成21年1月4日

## 条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県条例第39号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項第1号ウ中「特定配当等」の次に「（所得税法（昭和40年法律第33号）第24条第1項に規定する配当等で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3各号に掲げるものをいう。第2章第1節において同じ。）」を加え、同号エ中「特定株式等譲渡所得金額」の次に「（租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう。第2章第1節において同じ。）」を加える。

第18条第1項第7号中「（昭和32年法律第26号）」を削り、「第37条の11第1項」を「第37条の12の2第2項」に改め、同条第2項中「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「第260条の2第1項の認可

を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等」に改める。

第18条の2第1項中「本節」を「この節」に改め、同項第2号中「者の前年」を「者のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）」に、「場合」を「もの」に改め、同条第3項中「された者」を「される者」に改める。

第21条第2項中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

第22条中「、寄付金控除額」を削る。

第23条第2項中「課税退職所得金額」を「、課税退職所得金額」に改める。

第24条第1号アの表7の項中「ものに」を「者に」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（寄附金税額控除）

第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5千円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、施行令第7条の17に規定するもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第23条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第23条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき  
当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
------------	---------

195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第23条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき  
100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(外国税額控除)

第24条の3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、施行令第7条の19第3項及び第4項の規定により計算した額を限度として、同条の規定により、当該超える金額（同条に規定する金額に限る。）をその者の第23条及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第36条の9から第36条の14までの規定により配当割額を課された場合又は法第32条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の

基礎となった特定株式等譲渡所得金額について第36条の15から第36条の20までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の2を乗じて得た金額を、その者の第23条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第25条の3第2項中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に改める。

第26条の2中「本条」を「この条」に改める。

第27条第1項第1号中「納税義務者数」を「納税義務者の数」に改める。

第30条第1項第5号中「法第37条の3」を「第24条の4」に、「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第36条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）

第36条第1項第2号中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」に改める。

第36条の6第1項中「もの」を「者」に改め、「その」の次に「利子等について」を加える。

第36条の7第1項第1号中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改める。

第36条の8中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に改める。

第36条の12中「同じ」を「「国外特定配当等」という。）又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という）に改める。

第36条の13第1項中「国外特定配当等」の次に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第36条の14中「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に改める。

第36条の19第2項中「施行令で定める場合」を「施行令第9条の20第1項各号に掲げる場合」に、「施行令で定める日」を「当該各号に定める日」に改め、同条第3項中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第36条の20中「第71条の55第5項」を「第71条の55第6項」に改める。

第37条第1項第1号イ中「人格のない社団等」を「社団又は財団」に、「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の次に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加え、「資本の金額」を「資本金の額」に、「出資金額」を「出資金の額」に改め、同条第3項中「本節中」を「この節において」に改める。

第38条第1項中「施行令で定める」を「施行令第21条の7に規定する」に、「前条第2項」を「第37条の2第2項」に改める。

第39条第3項中「においても」を「において」に改める。

第41条第1項第1号中「又は各計算期間」を削り、「本号」を「この号」に改め、同項第2号中「又は計算期間」を削る。

第42条の2第1項中「第5項、第6項又は第7項」を「第4項、第5項又は第6項」に、「事業開始申

告書に」を「事業開始申告書により」に改め、同項第2号中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改める。

第42条の3第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第42条の4第1項第2号中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改める。

第42条の5第3項中「施行令で定めるもの」を「施行令第35条の4に規定する場合」に、「本節」を「この節」に改める。

第42条の13の2第2項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改める。

第42条の14第2項中「施行令で定めるもの」を「施行令第36条の2の2第1項に規定するもの」に、「家屋の新築された」を「家屋が新築された」に改め、同条に次の8項を加える。

- 4 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の取得があった場合においては、当該専有部分の属する1むねの建物（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって算定して得られる専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて施行規則第7条の3に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によってあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。
- 5 建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の共用部分のみの建築があった場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同条第2項の区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を同法第14条第1項から第3項までに規定する計算の例によって算定して得られる専有部分の床面積の割合によってあん分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。
- 6 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この条において「主体構造部」という。）と一体となって家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであっても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。
- 7 知事は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなったときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定によって減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。
- 8 知事は、前項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

9 第6項後段の規定によって申出をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申出人の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在地、種類、構造、用途及び床面積
- (3) 納税通知書に記載された年度、納税通知書番号、課税標準額及び税額
- (4) 減額を受けようとする額
- (5) 課税標準となった家屋の価額のうち主体構造部及び附帯設備に属する部分の価額
- (6) 附帯設備に属する部分の取得者の住所及び氏名又は名称
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

10 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があったときは、当該従前の土地の取得をもって当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

11 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として施行令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。



第42条の15第1項中「、施行令で定めるもの」を「、施行令第37条の16各号に定める住宅の建築」に、「で施行令で定めるもの」を「で施行令第37条の17に規定するもの」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「施行令で定めるもの」を「施行令第37条の18に規定するもの」に改め、同条第6項第1号中「氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」を「住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称」に改め、同項第2号中「以下」を削る。

第42条の16の2第1項中「本条」を「この条」に改める。

第42条の19中「不動産取得税の納税義務者」を「不動産を取得した者」に、「不動産取得の日」を「当該不動産の取得の日」に改め、同条第2号中「土地の」を「当該土地の」に改め、同条第3号中「家屋の所在」を「当該家屋の所在地」に改める。

第42条の24第1項中「施行令で定める住宅」を「施行令第39条の2の4第1項各号に定める住宅」に、「本項」を「この項」に改め、「「特例適用住宅」という。」の次に「）」を加え、「で施行令で定めるもの」を「で施行令第37条の17に規定するもの」に改め、同項第1号中「本号」を「この号」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「一」を「1」に改め、同条第4項中「施行令で定める」を「施行令第39条の3の3に規定する」に改める。

第42条の26中「明らかに」を「明らかと」に、「理由」を「事由」に改める。

第42条の27の2第2項中「係る不動産取得税」を「係る不動産取得税額」に改める。

第42条の30第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項第3号中「所在」を「所在地」に改める。

第42条の33第2項中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

第42条の36の2中「、本節」を「この節」に改める。

第42条の43第2項第2号中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改める。

第42条の44第2項中「本節中」を「この節において」に改める。

第60条第1項及び第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第61条第3項中「第1項第3号中」を「第1項第3号イの」に改め、「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第64条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第4項第1号中「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」を「住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称」に改める。

第69条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項第1号中「氏名及び住所」を「住所及び氏名」に改め、同項第2号中「氏名、住所」を「住所、氏名」に改め、同項第3号及び同条第3項第1号中「氏名及び住所」を「住所及び氏名」に改める。

第75条第1項第2号中「面積 100アール」を「面積100アール」に改める。

第89条中「本条」を「この条」に改める。

第100条第1項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「本条」を「この条」に改める。

第101条第2項中「本条」を「この条」に改める。

第105条第4項第1号及び第2号中「氏名又は名称及び住所」を「住所及び氏名又は名称」に改める。

第110条第1項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第111条第3項及び第4項中「本節」を「この節」に改め、同条第6項中「本項」を「この項」に、「

施行令で定めるところによって」を「施行令第56条の2の規定により」に改める。

第112条の2第1項中「本条」を「この条」に、「施行令で定める」を「施行令第56条の2の4に規定する」に改め、同条第2項中「本項」を「この項」に、「本節」を「この節」に改める。

第118条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第4項中「施行規則で定める」を「施行規則第18条の11に規定する」に改める。

第119条第2項第1号ア中「氏名又は名称及び住所」を「住所及び氏名又は名称」に改め、同号イ中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改め、同項第2号ア中「氏名又は名称及び住所」を「住所及び氏名又は名称」に改め、同号イ中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改め、同号オ中「エ」を「エまで」に改め、同項第3号ア及びウ中「氏名又は名称及び住所」を「住所及び氏名又は名称」に改め、同条第4項中「本節」を「この節」に改める。

第119条の2第1項中「施行規則で定める」を「施行規則第35号の2様式の」に改める。

第120条第2項中「施行令で定める」を「施行令第56条の8の2第1項各号に掲げる」に改める。

第121条第4項中「施行令で定める」を「施行令第56条の8の2第4項各号に掲げる」に改める。

第122条の2第1項中「本条」を「この条」に改める。

第123条第2号、第124条第1項第2号及び同条第2項第2号中「名称及び所在地」を「所在地及び名称」に改める。

第126条の3第1項中「本節」を「この節」に改める。

第127条第1項中「その他施行規則で定める」を「並びに施行規則第18条の19に規定する」に改め、同条第2項中「その他施行規則で定める」を「並びに施行規則第18条の19の2に規定する」に改める。

第128条の2第1項中「施行令で定める」を「施行令第56条の6の2に規定する」に改める。

附則第5項の4の次に次の1項を加える。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

5の5 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第6項の2第2号中「、第24条」を「から第24条の4まで」に、「法第37条の2及び法附則第5条第1項」を「法附則第5条第1項及び法附則第5条の5第1項」に改め、同項第3号中「、法第314条の7」を「から法第314条の8まで」に、「及び法附則第5条の4第6項」を「、法附則第5条の4第6項及び法附則第5条の5第2項」に改める。

附則第6項の3中「零」を「0」に改め、同項第2号イ中「租税特別措置法」の次に「第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「同法第37条の11第1項」を「平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項」に改め、同号ウ中「第10条の7」を「第

10条の6」に改める。

附則第6項の4中「法第37条の3」を「第24条の3及び第24条の4」に、「同条」を「第24条の3」に、「前2条」を「前2条」に、「とする」を「と、第24条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6項の3」とする」に改める。

附則第6項の6を削る。

附則第8項第4号中「知事が」を「知事において」に改める。

附則第9項中「同項の規定に規定する」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「知事が」を「知事において」に改める。

附則第10項第4号中「知事が」を「知事において」に改める。

附則第11項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」に改める。

附則第11項の2中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第37条の2まで、附則第6項の3及び法附則第5条第1項の規定にかかわらず」を「第37条の3まで、法附則第5条第1項、法附則第5条の4第1項及び附則第6項の3の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「第37条の2」を「第37条の3」に、「附則第6項の3及び法附則第5条第1項」を「法附則第5条第1項、法附則第5条の4第1項及び附則第6項の3」に改める。

附則第11項の3を次のように改める。

11の3 前項の規定の適用がある場合における第24条の4及び附則第6項の2の規定の適用については、第24条の4中「及び前3条」とあるのは「前3条及び附則第11項の2」と、附則第6項の2第2号中「次項」とあるのは「次項、附則第11項の2」とする。

附則第11項の3の次に次の3項を加える。

(利子割の特別徴収義務者の特例)

11の4 施行令第7条の4の2第2項第2号の2に掲げる利子に係る利子割については、当分の間、第36条の5の規定にかかわらず、当該利子の支払をする者を特別徴収義務者とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

11の5 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第21条及び第23条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第33条の2第3項第3号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をい

う。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、法附則第5条第1項の規定は、適用しない。

11の6 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第21条及び第23条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

附則第13項の2中「及び第13項の6」を削る。

附則第14項中「及び附則第14項の2の12」を削る。

附則第14項の2の3中「、次項及び附則第14項の2の12」を「及び次項」に改める。

附則第14項の2の4中「特定管理口座）」を「特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第14項の2の15において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に、「、附則第14項の2の12及び第14項の2の15」を「及び附則第14項の2の15」に改める。

附則第14項の2の5中「附則第14項の2の3の規定」の次に「の適用」を加える。

附則第14項の2の6から第14項の2の11までを次のように改める。

14の2の6 削除

(源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

14の2の7 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この項、次項及び附則第14項の2の11において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、施行令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の8 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（附則第14項の2の11において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第36条の12に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第36条の13の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第18条第1項第6号並びに第36条の12及び第36条の13の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、同条中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日）」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

14の2の9 県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条の3第1項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、法附則第35条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

14の2の10 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、

租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

14の2の11 附則第14項の2の9の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、法第32条第13項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第14項の2の12から第14項の2の14までを次のように改める。

14の2の12から14の2の14まで 削除

附則第14項の2の15中「それぞれの特定口座」の次に「。以下この項において「特定口座」という。」を加え、「同条第1項に規定する」を削り、「委託がされている」の次に「同条第2項に規定する」を加える。

附則第14項の2の17中「法附則第35条の2の3第4項」を「法附則第35条の2の3第8項」に、「金額を限度として」を「金額及び附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(附則第14項の2の9の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改める。

附則第14項の2の18中「のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)」を削り、「金額を」を「金額(附則第14項の2の9の規定の適用を受けて控除されたものを除く。)」を」に改める。

附則第14項の2の19を次のように改める。

14の2の19 削除

附則第14項の2の20中「、第14項の2の23及び第14項の2の27」を「及び第14項の2の23」に、「から附則第14項の2の27まで」を「及び附則第14項の2の23」に、「、附則第14項の2の23及び第14項の2の27」を「及び附則第14項の2の23」に、「から第14項の2の27」を「から第14項の2の23」に改める。

附則第14項の2の24から第14項の2の27までを次のように改める。

14の2の24から14の2の27まで 削除

附則第14項の2の28及び第14項の2の29を削る。

附則第14項の3中「、各計算期間分の法人税割」を削る。

附則第14項の4中「及び各計算期間分の法人税割額」を削る。

附則第14項の8中「又は当該計算期間」及び「又は前計算期間」を削る。

附則に次の2項を加える。

（法人の事業税の税率の特例）

23 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第39条の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」とする。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）

24 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第36条第1項第1号の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則に2項を加える改正規定（附則第23項を加える部分に限る。） 平成20年10月1日
- (2) 第18条第3項並びに第36条第1項第1号及び第2号の改正規定、第37条第1項第1号イの改正規定（「資本の金額」を「資本金の額」に、「出資金額」を「出資金の額」に改める部分を除く。）、第42条の33第2項の改正規定並びに附則に2項を加える改正規定（附則第24項を加える部分に限る。）

平成20年12月1日

- (3) 第4条の2第2項第1号、第18条第1項第7号、第21条第2項及び第36条の19第3項の改正規定、附則第6項の6、第14項の2の28及び第14項の2の29を削る改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 平成21年1月1日
- (4) 第22条の改正規定、第24条の次に3条を加える改正規定、第30条第1項第5号の改正規定、附則第5項の4の次に1項を加える改正規定、附則第6項の2及び第6項の4の改正規定、附則第11項の2の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれてい

る」に改める部分を除く。）、附則第11項の3の改正規定、附則第14項の2の4の改正規定（「、附則第14項の2の12及び第14項の2の15」を「及び附則第14項の2の15」に改める部分を除く。）、附則第14項の2の15の改正規定（「同条第1項に規定する」を削る部分に限る。）並びに附則第6項の規定 平成21年4月1日

(5) 第36条の12及び第36条の13第1項の改正規定、附則第11項の改正規定、附則第11項の2の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第11項の3の次に3項を加える改正規定（附則第11項の5及び第11項の6を加える部分に限る。）、附則第14項の2の6から第14項の2の11まで及び第14項の2の17から第14項の2の19までの改正規定並びに附則第7項から第10項までの規定 平成22年1月1日

(6) 附則第6項の3の改正規定（「零」を「0」に改める部分を除く。）、附則第14項及び第14項の2の3の改正規定、附則第14項の2の4の改正規定（「、附則第14項の2の12及び第14項の2の15」を「及び附則第14項の2の15」に改める部分に限る。）、附則第14項の2の12から第14項の2の14までの改正規定、附則第14項の2の15の改正規定（「同条第1項に規定する」を削る部分を除く。）並びに附則第11項及び第12項の規定 平成22年4月1日

（県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成21年1月1日前に支払を受けるべき、この条例による改正前の和歌山県税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の6に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例第4条の2第2項第1号ウに規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第36条の10の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 5 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第36条の19第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第36条の16及び第36条の19第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 6 新条例第24条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同条第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 7 新条例附則第11項及び第11項の2の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第11項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第11項の5に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に

規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。) に対して課する県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額
  - (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額  
ア 12,000円  
イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額
- 9 新条例附則第14項の2の7及び第14項の2の8の規定は、平成22年1月1日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける新条例附則第14項の2の7に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 10 新条例附則第14項の2の9から第14項の2の11まで、第14項の2の17及び第14項の2の18の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る旧条例附則第14項の2の17の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 11 県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第14項の2の12に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 12 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に新条例附則第14項の2の10に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第14項の2の4に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第14項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令(昭和25年政令第245号)で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額
  - (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額  
ア 6万円  
イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成 20 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 40 号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成20年10月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第 2 条の規定の適用については、別表中「県税条例第39条又は第42条の 2 の 7」とあるのは「県税条例附則第23項の規定により読み替えて適用される県税条例第39条」とする。

附 則

この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

---

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 41 号

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例

(同意集積区域における県税の特別措置)

第 1 条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第 40号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において、法第 9 条第 1 項に規定する特定事業の用に供する施設を法第15条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って設置した者（当該同意基本計画に定められた法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種であつて、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第 4 条に規定するものに属する事業を行う者に限る。）については、この条例の定めるところにより、その施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその施設に係る構築物に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）は、課さないものとする。

(不動産取得税の特別措置)

第 2 条 同意集積区域内において、当該同意集積区域に係る法第 5 条第 5 項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して 5 年以内に省令第 3 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に

限る。) に対しては、不動産取得税を課さない。

(県固定資産税の特別措置)

第3条 施設設置者が設置した対象施設に係る構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号に掲げるものに限る。）に対して課する県固定資産税については、新たに課することとなった年度以降3か年度分限り、これを課さない。

(申請手続)

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、不動産取得税又は県固定資産税に関する申告期限（土地の取得に係る不動産取得税については、当該土地を敷地とする家屋の取得に係る不動産取得税の申告期限）までに、規則の定めるところにより申請書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用する。
- 2 この条例の適用を受けようとする者で、平成20年2月1日からこの条例施行の日の前日までに第4条に規定する申請書の提出期限の到来したものについては、同条の規定にかかわらず、この条例施行の日から起算して60日以内に申請書を提出しなければならない。

ふるさと和歌山応援基金条例をここに公布する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 和歌山県条例第42号

ふるさと和歌山応援基金条例

(設置)

第1条 和歌山をふるさとに持ち、又は和歌山をこよなく愛し、和歌山を応援しようとする人の理解と協力のもと、元気なふるさと和歌山の創造を目的として、ふるさと和歌山応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する目的に賛同し、寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県子どもを虐待から守る条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 4 3 号

#### 和歌山県子どもを虐待から守る条例

#### 目次

##### 前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 11 条)

第 2 章 予防 (第 12 条)

第 3 章 早期発見及び早期対応 (第 13 条—第 16 条)

第 4 章 指導及び援助 (第 17 条・第 18 条)

第 5 章 人材等の育成 (第 19 条・第 20 条)

第 6 章 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 (第 21 条—第 26 条)

##### 附則

子どもは、私たちの大切な宝であり、かけがえのない存在である。子どもには、一人の人間として生きていくための当然の権利がある。子どもは、その権利が保障される中で健やかに成長していくことが大切である。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの権利が脅かされることが増えている。なかでも、虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、子どもの人権を守ることは私たちの責務である。

私たちは、和歌山県の未来を託す子どもを虐待から守るため、一人ひとりが協力し合い、地域の力で子どもと家庭を支えることを目指し、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第 2 条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第 2 条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第 2 条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 通告 法第 6 条第 1 項の規定による通告をいう。
- (5) 通告機関 通告を受けた市町村、福祉事務所（県が設置するものに限る。以下同じ。）又は児童相談所をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

## （基本理念）

第 3 条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

- 2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。
- 3 県民全体として、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

## （県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに係る施策（以下「虐待防止策」という。）を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 県は、虐待防止策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並びに県民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。
- 3 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに係る施策（以下「市町村の施策」という。）及び関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに係る取組（以下「関係機関等の取組」という。）を支援するよう努めなければならない。

## （県民の責務）

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに係る理解を深めるとともに、虐待防止策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めなければならない。

## （保護者の責務）

第 6 条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

## （市町村の責務）

第 7 条 市町村は、基本理念にのっとり、市町村の施策を実施するとともに、必要な体制を整備し、県及び関係機関等と連携するよう努めなければならない。

## （関係機関等の責務）

第 8 条 関係機関等は、基本理念にのっとり、虐待防止策及び市町村の施策に協力するとともに、その専

門的な知識及び経験を生かして関係機関等の取組を行うよう努めなければならない。

（基本計画）

第9条 知事は、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、虐待防止策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、和歌山県子どもを虐待から守る審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第10条 知事は、毎年、虐待防止策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

（啓発活動）

第11条 県は、子どもを虐待から守ることに関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第2章 予防

第12条 県は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

## 第3章 早期発見及び早期対応

（早期発見のための環境づくり）

第13条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待が早期に発見されることができるよう、相談しやすく、かつ、通告しやすい環境づくりに努めなければならない。

（調査及び安全の確認）

第14条 通告機関は、通告を受けたときは、子ども及びその家庭に関わる情報を把握するため、速やかに調査を行うものとする。

2 関係機関等は、前項の調査に協力するよう努めるものとする。

3 福祉事務所及び児童相談所が行う法第8条第1項の安全の確認（以下「安全確認」という。）は、通告を受けてから48時間以内に行うものとする。

4 県は、市町村に対し、通告を受けてから48時間以内に安全確認を行うよう求めるものとする。

（安全の確保のための協力）

第15条 知事は、法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第2項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を行うに当たっては、市町村に対し、子どもの安全の確保のための協力を求めるものとする。

（情報の共有）

第16条 県は、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関わる情報を共有するとともに、子どもの安全の確保を行うに当たっては、これを十分活用するものとする。

#### 第4章 指導及び援助

（虐待を受けた子ども及びその保護者への指導及び援助）

第17条 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この条において同じ。）が、虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるよう、虐待を受けた子ども及びその保護者に対し、身体的、心理的又は社会的な特性を十分考慮して指導及び援助を行うものとする。

（家庭復帰及び自立への指導及び援助）

第18条 県は、里親及び児童養護施設等と連携し、児童福祉法第27条第1項第3号及び第28条第1項の措置を採った子どもに対し、当該子どもの家庭復帰及び自立に向けた指導及び援助を行うものとする。

2 県は、前項の子どもの家庭復帰及び自立に当たっては、市町村及び関係機関等が実施する教育、居住その他の子どもの生活に関わる環境の整備が円滑になされるよう協力するものとする。

#### 第5章 人材等の育成

（人材等の育成）

第19条 県は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

（要保護児童対策地域協議会への支援）

第20条 県は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）の運営の充実を図るため、必要な技術的支援を行うものとする。

#### 第6章 和歌山県子どもを虐待から守る審議会

（設置等）

第21条 虐待防止策の推進に関する重要事項について調査審議するため、和歌山県子どもを虐待から守る審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、虐待防止策の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は、虐待防止策の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

---

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第44号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2第34項第1号の表免許証交付手数料(法第92条第1項の規定による運転免許証(以下この項において「免許証」という。)の交付を受けようとする者)の部第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の項中「1,650円」を「2,100円」に改め、同表免許証再交付手数料(法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者)の部第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証の項中「3,200円」を「3,650円」に改め、同表免許証更新手数料(法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新を受けようとする者)の部免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の有効期間の更新の申請をする場合を除く。)の項及び免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の有効期間の更新の申請をする場合)の項中「2,100円」を「2,550円」

に改める。

別表第3第3項第4号サ(7)中「120,000円」を「130,000円」に改め、同号中サ(カ)をサ(ス)とし、サ(カ)をサ(シ)とし、サ(シ)の前に次のように加える。

- (キ) 法第11条第2項において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 24,000円
- (ク) 法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査 1件につき 35,000円
- (ケ) 法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,400円
- (コ) 法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査 1件につき 7,400円
- (カ) 法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 24,000円

別表第3第3項第4号中サ(イ)をサ(カ)とし、同号サ(ウ)中「ゆう出路の増掘又は」を削り、同号中サ(ウ)をサ(ク)とし、サ(ク)の次に次のように加える。

- (ウ) 法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 24,000円
- (エ) 法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査 1件につき 120,000円

別表第3第5項第13号及び第14号を次のように改める。

- (ロ) 法第115条の29第2項の規定に基づく調査

区 分	金額(1件につき)
訪問介護又は介護予防訪問介護に係るもの	28,500円
訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係るもの	28,500円
訪問看護又は介護予防訪問看護に係るもの	28,500円
訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションに係るもの	28,500円
通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係るもの	29,000円



通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションに係るもの	29,000円
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係るもの	29,000円
福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売に係るもの	27,500円
居宅介護支援に係るもの	27,500円
介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係るもの	30,500円
介護保健施設サービス、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）に係るもの	30,500円
介護療養施設サービス、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）に係るもの	30,500円

## 備考

- 1 法第115条の30第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定調査機関」という。）が行う調査を受けようとする者は、手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定調査機関の収入とする。
  - 2 同一の区分の欄に定める2以上の種類の介護サービスが同一の事業所又は施設において運営されている場合であって、それらに係る調査を一体的に行うときは、その調査を1の調査とみなして1件当たりの手数料とする。
  - 3 同一の法人が運営する同一の所在地にある2以上の事業所又は施設に係る調査を同日に行う場合においては、1件を超える調査の件数1件ごとに5,000円を減ずるものとする。
- (14) 法第115条の29第3項の規定に基づく情報の公表 1件につき 9,500円

## 備考

- 1 法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定情報公表センター」という。）が行う情報公表事務に係る法第115条の29第1項の報告を行おうとす

る者は、手数料を当該指定情報公表センターに納めなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定情報公表センターの収入とする。

- 2 同一の区分の欄に定める 2 以上の種類の介護サービスが同一の事業所又は施設において運営されている場合であって、それらに係る調査を一体的に行うときは、その調査に係る公表を 1 の公表とみなして 1 件当たりの手数料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 3 第 3 項第 4 号中サ(カ)をサ(ス)とし、サ(カ)をサ(シ)とする改正規定及び同号サ(シ)の前にサ(キ)からサ(サ)までを加える改正規定（サ(コ)を加える部分に限る。） 平成20年 8 月 1 日
- (2) 別表第 3 第 3 項第 4 号の改正規定（前号に規定する改正規定を除く。） 平成20年10月 1 日
- (3) 別表第 2 第34項第 1 号の改正規定 平成21年 1 月 4 日